

「ねんきん特別便」に係る年金記録の確認について

国民年金および厚生年金について、従来は旭川社会保険事務所に加入記録を確認しなければなりませんでした。このたび、国民年金・厚生年金記録が閲覧できるパソコンが平成21年3月31日まで貸与されることになりました。

これにより、国民年金および厚生年金の加入状況や納付状況が役場で確認することができるようになりました。(社会保険庁の記録と本町の紙台帳の記録が1ヵ所で確認できますが、多少の時間がかかることもあります。)

「ねんきん特別便」について被保険者などから相談があった場合は、厚生年金の記録を旭川社会保険事務所に問い合わせしていますが、事業所名などについては個人情報となるため、ご本人が照会しない限り加入期間しか確認できませんでした。また、国民年金に係る年金支給については、社会保険庁の記録により支給されるため、仮に本町の紙台帳で『納付』となっても社会保険庁の記録が『未納』となっていればその期間の年金が支給されません。

なお、社会保険庁および本町にある紙台帳を確認した結果、国民年金保険料が未納であって、ご自身に納付した記憶がある場合(領収書などがある場合を除く)、旭川社会保険事務所経由にて第三者委員会に申立てをすることになります。

年金記録の照会をできる方(原則として「ねんきん特別便」をお持ちください)

被保険者(受給者)本人および2親等以内の親族または被保険者から委任された方
但し、戸籍および住民票でその事実が確認できない場合は、お答えできません。

広報みなみふらの

お知らせ版

2008 8.15

No.169

	被保険者本人	2親等以内の親族	代理人
確認の際に必要なもの	下記事項のみ	本町の戸籍または住民票によりその事実が確認できない場合は、戸籍謄本・住民票謄本を持参	委任状(但し、委任者および受任者の署名が同一筆跡でないものに限る)
年金記録照会ができる範囲	窓口に来る方の印鑑・身分証(運転免許証・写真付き住民基本台帳カードなど) 相談したい方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号がわかるもの		
その他注意点	特になし	被保険者本人がお越しになれない場合は、加入記録などを本人から聴き取りのうえメモなどを取ってお越しください。	

国民年金基金・厚生年金基金(企業年金)・農業者年金・各共済年金の記録は確認できませんので、それぞれの団体にご確認ください。

パソコン端末は1台であり、また、他の業務(戸籍・住民票・印鑑証明・国民年金など)に対応している場合は、速やかに確認できないことがありますので、相談される場合は時間に余裕を持ってお越しください。なお、月に一度ソフトの更新がありパソコンが使用できない場合は、従来と同じ対応となります。(2~3日程度)

問い合わせ先 保健福祉課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日	合格発表	待遇・その他
看護学生	高卒(見込み含)から24歳未満	9月8日から 9月30日	1次:10月25日(土) 2次:11月22日(土) 11月23日(日)	1次:20年11月6日 最終:21年1月9日	修学年限3年 看護師免許取得後 2等陸曹
防衛医科大学校学生	高卒(見込み含)から21歳未満		1次:11月1日(土) 11月2日(日) 2次:12月3日(金) 12月5日(日)	1次:20年11月25日 最終:21年2月13日	修学年限6年 医師免許取得後 2等陸・海・空尉 (幹部職)
防衛大学校学生(一般)			1次:11月15日(土) 11月16日(日) 2次:12月16日(火) 12月20日(土)	1次:20年12月10日 最終:21年2月17日	修学年限4年 卒業後1年で 3等陸・海・空尉 (幹部職)

問い合わせ先 上富良野地域事務所 ☎ 45 - 3412